

学校法人植草学園
植草学園短期大学
機関別評価結果

令和7年3月14日

一般財団法人大学・短期大学基準協会

植草学園短期大学の概要

設置者	学校法人 植草学園
理事長	植草 和典
学 長	中澤 潤
A L O	植草 一世
開設年月日	平成 11 年 4 月 1 日
所在地	千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3

< 令和 5 年度入学定員（令和 6 年度募集停止） >

設置学科及び入学定員

学科	専攻	入学定員
こども未来学科		100
	合計	100

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	特別支援教育専攻	30
	合計	30

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

植草学園短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和7年3月14日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和5年7月20日付で植草学園短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は、「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」とし、教育目的とともに、ウェブサイトや履修要項等に掲載して広く学内外に発信し、入学式の祝辞や授業などでも周知している。

「子育て支援・教育実践センター」等において、地域の保護者の子育て支援活動とともに、子育て支援講座をはじめとした公開講座を開設している。学生は特別支援の学びを生かした福祉施設等での社会貢献に参画している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づき確立し、学外からの意見聴取により点検している。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定められ、アセスメント・ポリシーを踏まえ、多様な評価方法で点検している。

三つの方針は、建学の精神に基づいた卒業認定・学位授与の方針、これを実現する教育課程編成・実施の方針を策定し、これらの方針に基づいて入学者受入れの方針を定めている。三つの方針は関連づけて定められ、入学試験要項、ウェブサイトなどで表明している。

規程に基づき全教職員が自己点検・評価活動に参加している。評価の過程で明らかになった課題は各種委員会、教授会等で解決策を検討している。連携高等学校などに意見聴取を行うなど、教育の質を保証するアセスメント方法を有している。

学科の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に基づいている。教育課程は、共通基礎科目、専門科目、キャリア形成及び主体的学修、卒業研究で構成され、体系的に授業科目を編成している。また、履修登録できる単位数は細則において上限を定めている。

教育課程は、幅広く教養を培うよう編成し、共通基礎科目においては、卒業認定・学位授与の方針と専門科目のつながりを重視している。

「教職・公務員支援センター」との連携によるキャリア支援に関わる取組み等を実施するなど、職業教育の実施体制は整っている。

入学者受入れの方針は、建学の精神に基づいており、教育目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針に対応して策定され、入学試験要項に入学前の学習成果の把握・評価方法

が示されている。キャリア支援課を中心に進路の支援を行っている。また、「卒業生就職先企業アンケート」が実施され、結果をキャリア支援委員会において分析し、「キャリアガイダンス」等の科目で活用している。

教員はシラバスに従って成績評価を行い、「ティーチング・ポートフォリオ」等の活用で授業改善を図っている。学生の学習や生活の支援は、クラス担任やゼミ担当を中心に相談等に応じている。また、ラウンジ等の整備、通学バスの拡充、奨学金等の充実を図っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて適切に配置している。専任教員の採用、職位、昇任については、規程等に基づき審議、決定している。FD研修を毎年実施している。また、専任教員の研究成果の発表の場として、毎年研究紀要が発行されている。専任教員には研究室、研究日・研修日が確保されている。

事務組織は組織規程を整備し、責任体制を明確にしており事務職員が能力・適性を発揮できる職場環境が整備されている。職員研修については規程を定め体系的に進められている。また、教学系の各委員会に事務職員が参加し学生の学習成果獲得の向上に努めている。就業関係の諸規程に基づき適切に教職員の就業管理を行っている。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場、体育館等の必要な施設を有している。施設設備は障がい者に対応した整備がなされている。各教室には機器備品を揃え、ネットワーク接続環境も整備している。情報機器の教育・職務利用については、セキュリティ対策のガイドラインを作成している。また、全ての教職員と学生が参加する避難訓練を毎年実施している。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。なお、令和6年度の学生募集を停止している。

理事長は寄附行為に基づき学校法人を適切に運営している。理事会における議題の整理や理事会からの委任事項を審議、決定する機関として、常任理事会を設置し、学校法人の中期計画の策定、管理運営上の諸問題への対応等、広範囲にわたって協議している。

学長は、教授会を適切に運営し、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。中期目標の設定、「教職・公務員支援センター」の設立等、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べ、毎会計年度監査報告書を作成し、理事会、評議員会に提出している。評議員会の運営は、寄附行為にのっとり適切に行われている。

教育情報及び財務情報についてはウェブサイト公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「子育て支援・教育実践センター」(小倉キャンパス 通称「こいっくおぐ」)では、地域の保護者への子育て支援活動とともに、子育て支援講座を開設している。学生が絵本の読み聞かせなど子育て支援活動の企画・運営や保護者と関わる機会に携わり、保育者になるための生きた経験と実践の場として学習の効果が得られている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- インクルーシブ保育の視点で保育者が ICT 活用の意図と方法を提案する能力を習得できる科目「インクルーシブ保育・教育と ICT 活用」を開講している。また、図書館には点字機器等の展示コーナーがあり、障がい者支援の最新機器が展示されているなど、短期大学の教育目的に沿った時代の要請に合わせた取組みが行われている。

[テーマ B 学生支援]

- 教員、公務員(保育士)への就職支援のため、「教職・公務員支援センター」において、元学校長等のコーディネーターが教員と連携して教員採用試験や保育職の公務員試験に向けて支援を行っている。就職ガイダンスのほかに、「現場の先生の話聞く会」等を実施し、学生が実践的、主体的に学習に取り組み友人と協同的に学び合う環境が整えられている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ B 物的資源]

- 防災対策は、規程を整備し、避難訓練を毎年全教職員、全学生で実施している。訓練では教職員と学生はメール等のネットツールを使って、避難直後に安否確認を行っている。また、学内の各部屋には掲示物「地震が発生したら」によって学内避難所と非常時の5つの対処方法等が明示されており、日頃の危機管理が行われている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果(合・否)と連動するものではない。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ D 財的資源]

- 財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」とし、入学式などにおける学長式辞・理事長祝辞や新入生オリエンテーションのほか、授業等でも周知している。平成29年度より建学の精神を反映した「インクルーシブを学び実践する学園」を掲げ、学内外に表明している。

地域社会のニーズに応えるべく、短期大学の保育・特別支援教育の特色を生かしたインクルーシブ保育等に関する多様な公開講座、生涯学習、「子育て支援・教育実践センター」による子育て支援活動などを展開している。学生は科目「ボランティア体験実習」や、特別支援の学びなどを生かして福祉施設や子育て支援での社会貢献に参画している。

教育目的・目標は、建学の精神に基づいており、千葉市及び幼稚園協会等との定期的な意見聴取を行うことにより点検している。

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に定められている。また、学習成果は、アセスメント・ポリシーに基づき、「幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための評価シート」等の評価方法を実施し、教務委員会、教授会等で点検している。三つの方針は、建学の精神に基づいた卒業認定・学位授与の方針と、これを実現するための教育課程編成・実施の方針を策定し、これらの方針に基づき受け入れる学生像を入学者受入れの方針として示している。このように三つの方針は関連づけて一体的に定められている。これらは入学試験要項、履修要項、ウェブサイトによって表明している。

自己点検・評価については自己点検評価委員会規程に基づいて行っている。自己点検・評価活動には全教職員が参加し、自己点検・評価活動で明らかになった課題や問題点は各種委員会、関連部署、教授会等で解決策を検討している。

また、附属高等学校や連携高等学校との高大連携推進協議会における年2回の話し合いによって教育内容の意見聴取を行うなど、教育の質を保証するアセスメント方法を有している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を

明確に示している。学科の教育課程編成・実施の方針は、学則の目的と卒業認定・学位授与の方針に基づいて策定され、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状が取得できるよう編成されている。

教育課程は、共通基礎科目、専門科目、キャリア形成及び主体的学修、卒業研究で構成され、相互の関連を考慮して体系的に編成している。また、履修登録できる単位数は細則において上限を定めている。教育課程の見直しは、教務委員会、学科会議において実施され、必要な場合は教授会における審議により学長が決定している。

共通基礎科目は人文、社会、自然、外国語、体育、異文化理解から構成され、教育職員免許法施行規則等に対応した「幼児教育と ICT の基礎（演習）」、建学の精神に基づいた「道徳と福祉の心」、専門教育と関連づけた「インクルーシブ保育・教育と ICT 活用」などによって、幅広く教養を培うよう編成されている。

「教職・公務員支援センター」と連携し職業への接続を図るなど、職業教育の実施体制が整っている。

入学者受入れの方針は、「徳育」を教育の根幹とする建学の精神に基づいており、教育目標、学習成果、卒業認定・学位授与の方針に対応して策定されている。入学前の学習成果を、調査書と小論文の提出によって把握・評価している。短期大学と併設大学、連携高等学校の共同による高大連携推進協議会において入学者受入れの方針について意見聴取している。また、大学・短期大学運営会議、関係する委員会、教授会において選抜方法及び選考基準を検討している。

学生の卒業後評価は「卒業生就職先企業アンケート」の結果をキャリア支援委員会において分析し、「キャリアガイダンス」等の科目で活用している。

教員はシラバスに示した成績評価基準に従って成績評価を行い、「ティーチング・ポートフォリオ」等の活用で授業改善を図っている。入学者にはオリエンテーションで資格・免許取得に関わる科目選択等の指導を行い、基礎学力が不足する学生にはクラス担任やゼミ担任が中心になって相談等に応じるなど、学習支援を組織的に行っている。教職員で学生委員会を構成し、学生の生活支援としてラウンジ・売店等の整備、通学バスの拡充、奨学金等の充実を図っている。キャリア支援課を中心に進路の支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員、非常勤教員や非常勤助手を配置している。専任教員の採用、職位、昇任については規程等を整備し人事委員会で審議、決定している。

教員研究費及び教員研究旅費規程を整備し研究活動の支援を行い、倫理審査は規程を定め実施し、FD 研修で研究倫理の研修を実施している。研究成果を発表する機会として毎年研究紀要を発行している。専任教員には研究室を確保し週 1 日を研究日・研修日としている。

事務組織は組織規程を整備し責任体制を明確にしており、事務職員が能力・適性を発揮できる職場環境が整備されている。職員研修については規程を定め体系的に進めている。また教学系の各委員会に事務職員が参加し学生の学習成果獲得の向上に努めている。

教職員の就業については職員就業規程等を整備して学内のグループウェアで開示し、適切に就業管理を実施している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、運動場、体育館等の必要な施設を有している。学内の施設設備は障がい者に対応した整備がなされている。教育課程編成・実施の方針に基づき、各教室にパソコンや視聴覚機器等の必要な備品を整備している。図書館は併設大学と共用で必要な蔵書、学術雑誌等を揃え、ラーニングコモンズが整備されている。

施設設備等の維持管理は規程等に従い適切に実施している。防災対策は規程を整備し、法令に基づいて施設設備を定期点検している。また、毎年、全ての教職員と学生が参加する避難訓練を実施している。校舎の耐震改修は完了している。情報機器の安全な教育・職務利用については、ガイドラインを作成した上で実施している。

情報技術について、学生はガイダンスや授業科目を通して学習し、教員間ではオンラインで新機能等の情報共有を行い、向上を図っている。学生に貸し出すパソコンを準備しており、全校舎で無線 LAN を整備して学習支援を行っている。

財務状況について、余裕資金はあるものの、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、「事業に関する中期的な計画」等に沿って財務体質の改善に努めることが望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は寄附行為に基づき、学校法人の運営に関する職務を適切に実施している。理事会における議題の整理や理事会からの委任事項を審議・決定する機関として、常任理事会を置き、学校法人の中期計画の策定、管理運営上の諸問題への対応等を協議している。法令の改正等に伴う規程の改廃は、常任理事会において協議した後に理事会で審議・決定している。また自己点検・評価については理事が自己点検・評価報告書の作成に関わり、その役割を果たし責任を負っている。

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会において教員の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長は建学の精神に基づいて、教職員が短期大学の教育研究の質向上に取り組むよう、中期目標の設定、アセスメント・ポリシーの策定、「教職・公務員支援センター」の設立、教員の自己目標設定・自己評価の実施等を行いリーダーシップを発揮している。また、地域介護福祉専攻の廃止、こども未来学科への名称変更、短期大学の令和6年度学生募集停止等への対応などを行った。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会の運営は、寄附行為にのっとり適切に行われ、学校法人経営に対する意見聴取や審議を行っている。

学校教育法施行規則に基づく教育情報、私立学校法に定められた財務情報については学園のウェブサイト公表・公開している。